

代表役員退職慰労金(弔慰金)規定

(目的)

第1条

当宗教法人に永年勤める代表役員が退職(死亡退職を含む)した時には、本規定に基づき退職慰労金を支給し、在任中の労に報いるとともに退職後の安定した生活に寄与することを目的とする。

(退職慰労金支給の決定)

第2条

支給する退職慰労金は本規定に基づき、総代会の同意を得て責任役員会が決定し支給する。

(適用範囲)

第3条

1. 本規定は代表役員に適用する
2. 当宗教法人に対し特に功労があったと認められる責任役員には、総代会の同意および責任役員会の決定により、本規定に基づき退職慰労金の支給をすることができる

(退職慰労金額の計算)

第4条

退職慰労金額は次の算式で決定するものとする。

- ・ 退任時最終報酬月額×在任年数×係数
- ※係数は代表役員は3倍と定める。

(功労加算)

第5条

在職中、特に功績顕著と認められる代表役員に対して、責任役員会で承認を行い加算することができる。

(弔慰金額の計算)

第6条

任期中に死亡した時には、第4条の金額に加えて下記金額を支給する。

- ・ 業務上の死亡 死亡時の報酬月額×36ヶ月
- ・ 業務外の死亡 死亡時の報酬月額×6ヶ月

(退職慰労金の不支給)

第7条

下記、事由に該当する場合は退職金は支給しない。

1. 業務上背任により解任された場合はそれに準ずる場合
2. 宗派や当法人の信用を失墜させる行為を行い退職した場合
3. 不法行為により有罪となり退職した場合

(退職慰労金の支給時期)

第8条

本規定による退職慰労金は責任役員会による承認後、60日以内に一括支給する。

但し、法人の経営状態や経済の状況により特段の事由がある場合には別途代表役員と協議の上、支給時期および方法を定めることができる。

(施工日)

第9条

この規定は、平成 年 月 日より施工する。